

第61回桜井市展 美術展

作品募集

(絵画・書芸・写真・造形)

主催：桜井市・桜井市教育委員会

主管：桜井市文化協会



問合せ先

桜井市教育委員会事務局 社会教育課

〒633-8585 桜井市大字栗殿432番地の1

TEL：0744-42-9111（内線8211、8212）

第61回 桜井市展〔美術展〕募集要項

桜井市展 美術展開催概要

■ 趣旨

桜井市の芸術・文化の発展に寄与する意欲的な作品を広く公募します。

■ 場所・会期

展示・大会	場所	会期
美術展	中央公民館 3階 大会議室・小会議室	令和7年11月28日(金)～令和7年11月30日(日) 10:00～17:00 (最終日のみ13:00まで)

■ 講評会

各部門の審査委員代表による講評会を下記の日程で行います。(参加申込不要)

月日	令和7年11月29日(土)			
時間	10:00～11:00	11:00～12:00	13:00～14:00	14:00～15:00
部門	絵画	造形	書芸	写真

■ 表彰式

日時：令和7年11月30日(日) 11:00～

場所：桜井市役所 2階 大会議室

美術展 募集概要

■ 出品種目、規格

(1) 絵画

種類	日本画、油彩画、水彩画、版画、デザイン画、デッサン画等 ※ 墨、鉛筆類、パス類など描画材料は問いません ※ 平面作品に限ります ※ デジタル絵画は不可
大きさ	額を含め、縦200cm以内、横150cm以内 ※ 100号、120号は縦作品に限ります
点数	1人につき1点まで
額装	額縁または仮縁に入れた上で、吊り紐等をつけてください ※ ガラスは不可 ※ デッサン画とデザイン画は、パネル張り可

(2) 書芸

大きさ	作品	額等を除いた作品のサイズとします 最小：半紙(33.4cm×24.3cm)以上 最大：半切縦書き(縦135cm×横34.5cm)以内 または、半切(69cm×67.5cm)以内
	釈文	葉書サイズ(作品の裏側に添付)
点数	1人につき1点まで	
額装	枠張、額装もしくは軸装を行った上で、吊り紐等をつけてください	

(3) 写真

種類	白黒またはカラープリント ※ 全体の大きさが規格内であれば、組写真は可 ※ 加工写真は不可
大きさ	額・額装マットを除いた作品（窓）のサイズが A4弱（概ね20cm×28cm）以上、全紙（45.7cm×56cm）以内
点数	1人につき1点まで
額装	パネル張又は額装を行った上で、吊り紐等をつけてください
備考	被写体に人物が含まれている場合は、応募者本人の責任において事前に被写体の人物から承諾を得てください。 応募作品に使用される著作物、肖像については、応募者本人が著作権を得たもの、または権利者から事前に使用承諾を得たものとします。

(4) 造形

種類	・ 彫塑 ・ 工芸（木工、竹工、金工その他造形作品）	
大きさ	立体作品	縦100cm×横100cm×奥行100cm以内
	平面作品（壁掛け等）	縦100cm×横100cm以内
点数	1人（1団体）につき2点まで ※ 規格の大きさを越える場合は、1人（1団体）につき1点まで	
備考	平面作品の場合は、吊り紐等をつけてください	

■ 出品資格

- ・市内在住を問いません。ただし、満15歳以上の方とします。
- ・出品作品は本人の創作・未発表のものに限り、公募展で入選以上となった作品は審査対象外とします。

■ 出品料

無料 ※ 搬入・搬出の費用は自己負担

■ 搬入

(1) 日時

令和7年11月22日(土) 10:00～14:00（時間厳守）

桜井市HPはこちら↓

(2) 申込方法

Web 申込 期間：令和7年9月1日(月) 9:00～11月16日(日) 17:00
方法：桜井市ホームページから専用フォームにアクセスし、申込み

窓口申込 期間：令和7年9月1日(月) 9:00～11月14日(金) 17:00
方法：専用の申込用紙に記入し、問合せ先の窓口で郵送または持参



(3) 搬入方法

桜井市立中央公民館に当日設置する受付場所で手続き後、各会場に搬入してください。

- ・絵画、書芸、写真 ⇒ 桜井市立中央公民館 3階 大会議室
- ・造形（彫塑・工芸）⇒ 桜井市立中央公民館 3階 小会議室

- ※ 事前申込のない作品、搬入時間外に持ち込まれた作品は受付できません。
- ※ 搬入当日は、受付でお名前をお伝えください。お名前確認後に、出品票等をお渡しします。
- ※ 搬入時の梱包材等をお預かりすることはできません。必ずお持ち帰りください。

■ 搬出（作品撤去）

日時：令和7年11月30日（日） 13:00～15:00

- ・受付の際にお渡しする「預り証」と引き換えに作品をお返しします。
- ・搬出時間後に作品をお預かりすることはできません。必ずお持ち帰りください。

■ 審査結果

- ・審査結果は、ホームページへ掲載します。
- ・ホームページから申込みの方のみ、メールで連絡し、郵送での案内は行いません。

■ その他

- ・出品作品に対しては、充分注意を払いますが、不可抗力による破損紛失等に対してはその責任を負いません。
- ・作品の審査・展示等に関する異議等には、一切応じません。
- ・著作権は作者に帰属しますが、入選作品については広報資料としてホームページ、広報「わかざくら」、チラシ等に作品タイトル・氏名・写真等を使用・掲載することがあります。
- ・入賞後、出品資格や出品規格に該当しないことが判明した場合は、入賞を取り消す場合があります。
- ・全ての作品において、著作権・肖像権等に関するトラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。

■ 鑑審査基準

1. 鑑審査委員

(1) 鑑審査部門

鑑審査部門は、絵画、書芸、写真、造形とする。

(2) 鑑審査委員数

鑑審査委員数は各部門3名以内とする。

(3) 鑑審査委員

鑑審査委員は以下のとおりとする。（敬称略）

【絵画】熊野恵次（奈良県美術人協会）、藤本信司（桜井市文化協会）

【書芸】土家利之（桜井市文化協会）、栢木ふみ（桜井市文化協会）、中野壽照（桜井市文化協会）

【写真】村松佳優（奈良芸術短期大学）、西岡康峻（桜井市文化協会）

【造形】石増敏枝（奈良県美術人協会）、増田悦弘（桜井市文化協会）

2. 審査方法

- (1) 審査は、鑑審査委員が、各部門の基準に基づいて審査を行う。
- (2) 審査についての異議申し立ては、受け付けない。

3. 授賞について

(1) 授賞作品数

原則として、あらかじめ用意する賞の数に基づいて授賞する。

ただし、部門ごとに総出品点数の2分の1を超えない数とする。

(2) 次のいずれかに該当する者が出品した作品については「無鑑査」とし、審査の対象としない。

ア 前回の桜井市展において、知事賞または市展賞を受賞した者

イ 鑑審査委員

(3) 鑑審査委員が特別に認め、招待した者が出品した作品については「招待」とし、審査の対象としない。

(4) 出品規格に該当しない作品は、審査の対象としない。

4. 各賞について

(1) 知事賞、市展賞

顕著に優れた作品や市の文化振興に寄与したものの作品

(2) 市長賞、議長賞、教育長賞、文化協会賞

特に優れた作品

(3) 各スポンサー賞

優れた作品

(4) 努力賞

作品制作への努力を認められる作品

(5) 奨励賞

将来の活躍が期待される作品